

生活相談支援体制の強化について

1 背景

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの生活課題を抱える多様な市民に対しては、従来から各制度に基づき、関係機関の協力も得ながら、支援の充実を図ってきたところです。

一方で、少子高齢化や核家族化などの社会環境の変化に加え、長期化したコロナ禍や物価高騰・経済状況の悪化などの影響により、市民の皆様が抱える生活課題は複雑化・多様化し、個別の福祉分野の支援制度だけでは対応が困難なケースが生じてきています。

このため、高齢者や子どもといった属性にとらわれず、包括的に支援ができる体制の構築が求められています。

2 新たな生活相談支援体制の概要

複雑化・多様化する生活課題を抱える方や、制度の狭間でこれまで支援が届きにくかった方への的確に支援が行えるよう、従来の支援制度を活用しつつ、複雑化・多様化する福祉的な生活課題に的確に対応していくために、生活課題に応じて重層的に支援が行える生活相談窓口の体制を整えます。

令和6年度からは、地域支援の実績とノウハウのある鈴鹿市社会福祉協議会の職員が、市庁舎に駐在し、健康福祉政策課職員とともに、一体的に取り組む体制を構築し、様々な分野における関係機関や市の関係部署との連携を強化できるように取り組みます。

具体的には、健康福祉政策課(市役所2階25番窓口)に、鈴鹿市社会福祉協議会の職員10名(多機関協働担当2名・相談支援員4名・家計改善支援員1名・生活福祉資金貸付担当3名)が常駐し、自立相談支援事業を行うための窓口(くらしサポートセンター)を開設します。

また、くらしサポートセンター職員と健康福祉政策課職員が連携し、市民の方がどこに相談すればいいかわからない福祉の困りごとを抱えている場合や、各相談支援機関で解決が困難なケースを解決するために、福祉分野をはじめとする多機関との協働、連携を進めます。

3 設置場所

市役所2階(25番窓口)の健康福祉政策課内

【名称】 鈴鹿市社会福祉協議会 くらしサポートセンター

4 設置時期

令和6年4月1日(月)

5 市民への周知方法

広報すずか4月5日号 鈴鹿市公式ウェブサイト 鈴鹿市公式Facebook

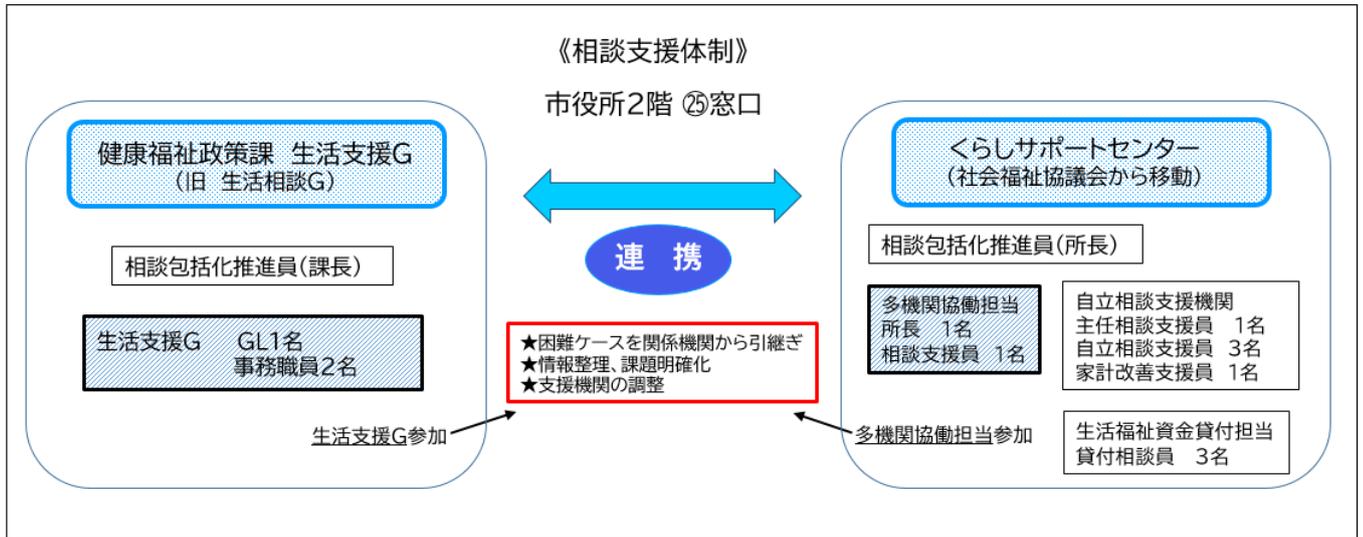
鈴鹿市LINE公式アカウント 鈴鹿市公式X(旧ツイッター)

チラシを設置(市役所、各地区市民センター、各相談支援機関など)

【問合せ先】 鈴鹿市健康福祉政策課 服部(直通059-382-9675)

○参考（業務概要等）

【窓口の体制図】



【担当業務】

(1) 鈴鹿市健康福祉部 健康福祉政策課 生活支援 G

■生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施

住居確保給付金の支給

就労準備支援事業

子どもの学習・支援事業

■暮らしサポートセンター多機関協働担当との連携

各支援機関での解決が困難なケースを引き継ぎ、庁内連携の調整

(2) 鈴鹿市社会福祉協議会「暮らしサポートセンター」

多機関協働担当

■健康福祉政策課生活支援 G との連携

各支援機関での解決が困難なケースを引き継ぎ、民間の支援機関と調整

■課題が複雑化・複合化したケース等に係る関係機関への助言・提案、役割分担の調整

■重層的支援会議の開催

自立相談支援担当

■生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の実施

■断らない相談支援

市民の方がどこに相談すればいいかわからない相談内容への対応

家計改善支援担当

■生活困窮者の家計改善支援

生活福祉資金貸付担当

■生活福祉資金貸付に係る相談